

令和5年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日（木曜日）

10時00分開議

14時36分散会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

入ります前に、一般質問の前に、前日の町長行政報告の中で訂正があるようです。古味町長、お願いします。

○町長 おはようございます。初日の行政報告を一部訂正させていただきたいと思っております。

農福連携事業の説明の中で「現在は町内から5名の方を雇用しております」と申し上げましたが、正しくは「現在は町内外から5名の方を雇用しております」と訂正させていただきます。5名のうち1名は町外の方がいましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

○議長 これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号4番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○4番 おはようございます。通告1号、議席番号4番、野村安夫、議長の許可を頂きましたので、3点について質問します。

まず1点目は、去る2月1日、池川支所内において、県土木職員に出席していただき、池川有志を交え、国道439号線から494号線に至るバイパスルート説明会並びに意見交換会が開催されました。ありがとうございました。おかげさまでルートの決定がなされ、調査の段階に進むことができます。強硬な反対意見もなく、スムーズに決定して何よりでしたが、私個人としては納得しかねる点があります。

1つ目は、大震災の災害による安心安全な避難ルートが、バイパスルートがある程度決定したことにより、建設される割合が少なくなったことです。具体的には、岩丸地区は南海トラフ巨大地震や集中豪雨、台風等の大災害により、岩丸橋、岩丸地区から家古屋地区に至る道路が寸断されることが予想されます。それで孤立、逃げ場がなくなってしまう。

岩丸地区には重要で命を守る大切な病院、入院設備があります。命を守る病院施設は仁

淀川町にとって、なくてはならないものです。岩丸橋等が崩壊すると、町全体の住民も災害によりけがをしたり、亡くなる人に治療、診察を楽々できなくなり、パニックになります。

2つ目は、バイパスルートは下土居地区から下有実地区へのトンネルによるルートになると予想されますが、下有実地区の場合、トンネルの出口は現在の道路の下側にできる予定だと聞いております。そこで次に大事なのは、トンネルまでの取付道路が、地区の中心より下部、下のほう、川沿いのほうに新道路の建設が必要となります。トンネル建設並びに新道路建設には、近辺に耐震の優れた橋が、現在使われている道路が使用できない状態になったりしますので、いろいろな観点からも必要不可欠なものになると思われれます。

また、仁淀川町国土強靱化計画は令和2年度から6年度までの5年間ですので、もう後がありません。避難ルート、人命の保護、救助、救急活動、ライフライン等の確保等の観点から、何とぞ岩丸地区から下有実地区、耐震性の優れた新橋の建設計画調査を要請し、要望したいと思います。国、県への働きかけを執行部の皆さんには切にお願いし、1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。池川地域振興課長、大原君。

○大原池川地域振興課長 野村議員のご質問にお答えいたします。

国道494号バイパスルート案について、高知県中央西土木事務所越知事務所より、国道439号・494号連絡道路早期着工協議会に、下有実地区から国道494号の現道下にトンネル坑口ができ、池川小学校の東側に出てきて、現道の439号線につながる案が提示されました。今後、土地所有者調べ、道路予備設計や地権者との交渉に進んでいくこととなります。

岩丸地区へのバイパスルートがなくなり、耐震化された橋が建設されないことから、現在の岩丸橋を耐震化補強工事に向けて実施したいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 野村安夫君。

○4番 令和5年度の予算案の中に、道路メンテナンス事業の一環として橋梁修繕工事6,080万円が予定されていますが、工事が完了すれば、いつ起きるか分からない南海トラフ巨大地震や大型台風並びに集中豪雨の大洪水に耐えられるのか、大変疑問に思っております。事前対策で被害をどのように軽減していくかを目標に、町としてどう対応すべきか、前向きに検討すべきであると思うが、いま一度、町長、副町長の見解をお聞きします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員の再質問にお答えいたします。

令和6年度に耐震化補強業務の測量設計委託業務を行います。そして、翌年度に耐震化工事、下部工の河川協議、そして、その次の年に下部工補強工事の発注、渇水期にこれは施工したいと考えております。その翌年に耐震工事の上部工の補強工事の発注ということで、こういった流れで補強に対応していきたいと考えております。

○議長 副町長。

○副町長 野村議員の再質問にお答えいたします。

ただいま町長が申しあげましたようなスケジュールで工事は進んでいくことになると思いますけれども、その中で当然、今度は南海トラフ地震、それからまた、50年の台風に対応できるように、強度の耐震化を図っていかなければならないというふうに考えておりますので、その辺は十分に吟味をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長 野村安夫君。

○4番 答弁がまいちですね。前向きな検討はできないものですかね。

現在使用している岩丸橋は交互通行ができず、一方通行のような状態です。歩行者、車を運転する人も大変危険な状態です。対向車が行き違いで待機する場所、岩丸地区、堀切地区は、地区が狭く、大変難儀しております。

以上、いろいろ細かい点を指摘しましたが、岩丸の住民、下有実、土居地区の住民の思い、生きている間に実現してもらいたいと思います。新橋の建設をどうかよろしく願います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員の再々質問にお答えします。

新橋となると、財政規模も非常に大きくなります。財政面からも、新橋ということよりも、現在の橋の補強、こういったことで対応をさせていただきたいと考えております。

○議長 以上で1点目の質問を終わります。

2点目の質問をお願いします。野村安夫君。

○4番 自席でお願いします。2点目の質問は光ファイバーに関して。

度々、同僚議員も質問すると思いますが、したと思いますが、1年前ぐらいにアンケート調査を実施しました。その後の前向きな動きがないかお聞きします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味企画課長。

○古味企画課長 ただいまの野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の議会、9月定例会で、竹本議員の一般質問に対しまして町長が答弁をしましたが、町内の光ファイバー未整備全地区を整備した場合、町の負担が非常に大きく、事業実施を見送った経緯がございます。

昨年、国においてデジタル田園都市国家インフラ整備計画が公表され、令和9年3月末までに国全体の整備率を99.9%とすることを目標として取り組むとしております。本町も、質問でもありましたとおり、光ファイバー整備に向けて、昨年4月上旬から1か月間、未整備地区対象に光ファイバー利用のニーズに係るアンケート調査を実施しましたが、整備のできる地区の決定には至ってないのが現状です。

しかしながら、国におきましては、情報通信インフラ提供の確保の観点から、通信事業者に対しまして、光回線の不採算地域に安定した光サービスの提供を確保するための交付金制度が本年6月に施行されるとお聞きしています。この制度により、通信事業者に係るランニングコストなどの負担軽減となり、不採算地域の光ファイバー整備が進めばと期待しております。

また、これまでも通信事業者と、令和4年度は6回の協議を重ねていますが、なかなか不採算地域の整備に向けて話がまとまらず、決定はまだされておりませんが、今後も通信事業者とは協議を重ねていきます。

いずれにせよ、町内全域の光ファイバー整備を目指し、ユニバーサルサービスとして、国主導による整備の実現を引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長 野村安夫君。

○4番 仁淀川町として、予算の獲得は困難が予想されますが、今が一番大事なときだと思えます。Iターン、Uターンで町に移住している人や、これから移住したい人が二の足を踏むような状態から脱却しないと、町の将来は危ういし、寂れる一方です。若者の定住を促し、働く場所を提供するには、オンラインで自宅で仕事ができることが必要だと考え、必要なところ全てに光ファイバーを実現することを要望します。

最近、Iターン、Uターンで帰っていた、オンラインで仕事をしていた若者が高知市内へ転出しました。全く残念ですが、Iターンで移住している人からも時々、光ファイバーを早急に何とかしてほしいという声もたくさんあります。

今、国もデジタル化推進事業を継続していると思えますが、国、県に対し要望、働きかけを十分にして、実現に向け、お互い頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いま

す。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員の再質問にお答えします。

Iターン、Uターン者のためにも、また若者定住のためにも光ファイバーをというよう  
な再質問だったと思います。町では、光ファイバー未整備地区の世帯や事業者を対象に、  
モバイルルーターやホームルーターなど、情報通信機器の購入費の補助をしております。  
この電子機器は、電波が受信できる場所であれば、電源を入れたらすぐに使用でき、AD  
SL回線より格段に通信速度が速く、こういったものをぜひご活用いただきたいと考えて  
おります。

また、国や県の補助制度の動向も注視しながら、そういった補助制度が出てきたら活用  
して、整備に向けて考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 3回目、野村安夫君。

○4番 今、物価高でいろいろ大変な時期です。機器を購入したりするのは個人ではなか  
なか難しいです。なるべく町から国にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 ただいまの野村議員の再々質問にお答えします。

モバイルルーターやホームルーターの機器価格につきましては、いろいろ、キャリア  
ショップといいまして、スマホとか携帯電話を販売しているショップがございますが、そ  
のキャリアによって値段も若干違いますが、一番最新型のもので、A社とかD社のもの  
のホームルーターは、定価が現在3万9,600円という価格帯で出ております。仁淀川町の購  
入補助が上限で2万5,000円を構えておりますので、お持ちの契約のスマホ等のサービ  
スとかを利用すれば、持ち出しが相当軽減されるんじゃないかと思っておりますので、いずれにせ  
よ、電波がきっちり、通信可能な電波量があるかどうかというのは、まず確認していただ  
きたいと思っておりますので、また企画課にご相談いただいたらと思います。よろしくお願  
いします。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

3問目の質問、お願いします。

○4番 最近、回覧閲覧の中に、農業委員の公募の案内がありました。補充ができたのか、

また、その直後にも農業委員の人が亡くなられたと思いますが、欠員は補充できたのか。

○議長 質問の内容が若干違うようですが、ええんですか。

野村安夫君、1回目の質問でお願いします。

○4番 考えを改めるつもりはありませんか。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年12月定例議会において、同意第5号、農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用についての質疑の中でご質問を頂いておりましたが、農業委員会委員には年齢制限は設けられておりません。委員の募集に当たっては、応募していただくわけですが、個人や法人から推薦も頂いております。こういった地域の話合いの中で一定、選定していただいているものと考えております。

そのプロセスでは、長年委員を務めていただいた方が、年齢だけでなく体力的に難しいとなりますと、話合いの末、新たな委員候補を推薦していただいていると考えております。委員の成り手が少ない状況もありますが、先ほど触れました農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用についてを適用いたしましても、農業委員の4分の1以上は認定農業者でないとならないともされておりますので、年齢制限を設けますと、ますます委員の確保に苦慮することが想定されます。

また、農業委員会等に関する法律にも委員の年齢制限についての記載はなく、設けることは適当でないものと考えております。

説明は以上になります。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 通告第2号、議席番号6番、片岡智準、マスクを外し、自席で1点だけ質問をさせていただきます。

件名は町営住宅所得制限についてお尋ねいたします。

現在、町営住宅の一部について、所得が一定金額以上になると退出勧告を受ける規定となっているやに聞いております。今、国の施策は、物価高騰などに対応するため、5%以上の賃金アップを目指し、各企業に対して働きかけを行っております。また、企業はこれに呼応するため、企業努力をはじめ、各種手だてを講じ、従業員もこれに呼応するため、個人のスキルアップあるいは営業努力に努めているやに聞いております。この結果、個人

所得が増加すれば、町営住宅を退去しなければならない憂き目を見る方も予想されるわけです。早急に町営住宅所得制限の見直し、あるいは撤廃の検討がされるべきではないかと、私個人としては思いますが、町の見解を伺いたいと思います。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡議員の質問にお答えします。

公営住宅につきましては、憲法第25条、生存権の保障の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものとされております。そのため、公営住宅の入居の資格は、入居者の収入が上限で月収25万9,000円を超えないこととされており、これを超える収入があり、引き続き3年以上入居しているときは収入超過者となり、明渡し努力義務が発生します。また、5年以上入居し、最近2年間の月収が31万3,000円を超えるときは、期限を定めて明渡し請求を行うこととなります。

これら上限の基準は公営住宅法により定められているものでありますので、町が独自で制限の見直しや撤廃をすることはできません。さきに申しました公営住宅制度の趣旨を酌んでいただき、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 片岡智準君。

○6番 再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁をお聞きすれば、入居資格が25万9,000円やら、5年以上であればというような回答で、これは公営住宅法によって決められておるといふ回答でございました。公営住宅法で制限があれば、国はこれを直してから、こういう施策をすべきじゃないんですか。まず行政というものは、国が言われたからそのままを受け取るのではなくて、やはり、まず今のまあいって、25万9,000円の金額なんか、すぐにクリアするんじゃないかなと。まだ一部の大手の企業しか回答が出ておりませんが、トヨタ、ホンダあたりは、町内の方は就職されてないと思いますけども、全部満額回答というような回答をたしかしております。これの右に倣えになれば、町の各、いわゆる経営者もそういった、当然努力をされると思います。企業は努力し、あるいは従業員もそれに呼応する努力をする、各個人のスキルアップをする。当然昇進に見合った報酬を得られるとなれば、この規定の金額を超される方が当然出てくるんじゃないかなと思います。

個人個人の金額を私も把握していないので分かりませんが、やはりそういう方が出てきたら、だったら国の施策をそれぞれが指示どおりにやり、その結果、公営住宅を出な



ければならない、こんな不条理はないですよ。だったら今、行政、仁淀川町が大きな声を上げて、こういう規定は国として早急に見直してから、こういう施策をやるべきじゃないかと、これが当然じゃないですか。それぐらいのことをやはり言う職員があつてほしいんですよ。

私がこのテーマ1つを捉えたのは、そういう施策をされるときに、言いなりじゃなくて、矛盾があれば、それをしっかり、その矛盾を解消する努力を行政はやるべきだと私は思います。私も行政に40年近くおりました。おれば、まず矛盾があれば、まず矛盾を追及し、そして不条理にならないように、そういう努力をする職員がおつてもいいんじゃないかなと。

それは何らかのマイナス点が出てくるかもわかりません。わかりませんが、行政に勤める以上は、やはり不条理が発生すれば、その不条理を事前に手だてをするって、それぐらいのことを、今やから言えるんです。もしその規定が県の対応やなければ、国の対応であれば国に、県の対応であれば県に、1つずつ段階を踏んで、まず県に言うていただきたい。こういう規定がある、この規定を承知の上でこういった施策を実行してるのか、支持してるのか。その指示が正しいと思うかどうか、一番トップの方に聞いてみたらええんですよ。どう考えても不条理なんです。

町営住宅、公営住宅に入っておられる方は、恐らく全国でかなりの人数が入っておられると思います。しかし収入がアップして、一定金額を、制限を超せば、退去しなければならない。大変なことなんです。結果は物価が高い、物価が上がるからというので、目先でそういった金額をアップするための努力をやられた。しかし今度は家に影響する、家族に影響することが発生するわけで、一家で出なければならない、それは家族としたら、お父さん、ええ加減にしいやとなってくるんじゃないかなというふうに思います。

少なくとも、この国の施策が、これだけに限らずに、ほかにも恐らく出てくるんじゃないかなというふうに思います。やはり施策をするときには、それに見合った対応を考えてからやるべきであるということを、声を大にして、少なくとも県、あるいは国、順番に行かなかつたら、いきなり国に言うよりは県の担当部署に話をし、そして国に言えばいいわけで、順番に追って、こういう意見をどんどん、今の時期だから言えるんです。こういう国が所得をアップせえというような指示が出ん限り、日頃言うてもあまり効き目はないんですけど、このたびの国の施策に対応するようなことであれば、それに対してこういう結果、マイナス面がたくさんあるんですよということを話しかければ、よほどのあほじゃな

い限りはしっかり、あほという言葉は訂正しますけど、よほどの方じゃない限りは大抵理解が得られると思います。理解が得られる今だからこそ、これはあえて私が申し上げて、この質問を、2点目終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 再質問にお答えします。

上限の引上げ、撤廃を国、県に働きかけてはどうかというような質問であったかと思えます。近年の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加に伴い、全国では住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況にあります。平成19年度に公営住宅法施行令の改正を行い、低所得者の入居の機会を広げるため、入居収入基準額の上限の引下げを行い、比較的所得の高い世帯のハードルを上げております。

国の施策による所得の増加は大いに期待するところですが、収入格差が解消され、底辺の底上げが図れない限り、公営住宅の所得制限の上限は上げられることはないと考えております。

いずれにせよ、公営住宅は住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものされておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長 片岡智準君。

○6番 3回目の質問、再々質問をさせていただきます。

今、町長が言われたことは、東京やら大都市の話なんですよ。大都市におられたら当然、高いです、家賃。聞くと、ニューヨークなんかへ行ったらとんでもない金額なんですよ。東京はまだ家賃、安いんですけども、少なくとも、今のいわゆる公営住宅へ入れない方があまたいるということは分かります。分かっております。だったら、ああ、そうじゃないですよ。だったら安い地域へ来ればええんですよ、こんなときに。だったら、移住定住促進を進めている仁淀川町へ来てくださいと言えればいいんですよ。仁淀川町へ来て、こういう金額で、家賃で、空き家もあります、住宅がありますということを提供できる、そういう形で、いわゆる今だからこそ、都市へ行かんでも、地方へ来ていただけるような施策を、だったら、そういう話を県、国の人にしてほしいんですよ。そしたら、仁淀川町へ来る、あるいは過疎地域へ来れる方がおられるんじゃないかなと思う。

何も高い家賃でおって、都心におる必要はないんですよ。本当に帰ってきて、地方へ来られている方がたくさん、今おります。快適な生活をされております。そんな方が家賃で苦勞されているということはあまり聞きませんが、確かに東京やら大阪、大都市で住

まれる方は相当多くの方が家賃が高く苦勞されており、家がないということで、地方へ移ったりされてる方もおりますし、Iターン、Uターンなんかされる方も、そういった方はやはりIターン、Uターンをされていると思います。だから、そのバランスのええ形での提言をしていただきたいと思います。

やはり地方へ来れば、そういう高いところにしがみつかなかなくても、地方へ行って生活すればいいわけですので、収入はそれなりにみんな取れるわけですから、そういうアドバイスもしてあげなければ、街におる人は分かりませんので、やはりそのアドバイスをし、そして県、国に段階を追って、こちらへ来るように、だから上限を変えてくれと言うているんですよ。だったら、地方も国も同じ上限を決めていること自体が不条理なんですよ。高い収入のあるところは当然高い上限を決めますし、低い収入のところは低い上限を決めなにかん。これが一律自体がおかしいわけですので、そういったことを提言し、今だからやっていただきたい。

今、この施策をするにしても、行政がやっていけることは、そういう提言をし、そして県、国に対する働きかけを、企業は、従業員はそういう努力をされています。そしたら、行政は今、何をしゅんやといたら、何にもしてない、そんなことじゃ駄目なんですよ。やはりそういう事をどんどん積極的にやっていけるような行政というものを今後築いていっていただきたいなという意味で、この質問をしておりますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再々質問にお答えします。

公営住宅の家賃設定などは、先ほど述べましたとおり、公営住宅法によって算定方法が定められております。法の規制を受けないためには、公営住宅を廃止し、町営の定住住宅に用途を変更しなければなりません。公営住宅法では、法以外の規定で運用する賃貸住宅への用途変更は認めていないとのこと。

しかし、町村会とか県選出国會議員、そういったところに機会あるごとに要望、陳情を今後していきたいと考えております。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 マスクを外させていただきます。通告3番、議席番号7番、竹本でございます。一般質問をさせていただきます。

私はこの議席を得てから丸9年が過ぎました。10年目に入りました。この9年間、役場職員との関係で感じることはいろいろとあるんですが、役場の職員といえば、厳しい採用試験をくぐり抜けてきた優秀な人材ばかりであるというふうに私は考えています。

ただ、ここ数年、ちょっと感じるのは、中堅職員の能力というか、やる気、意欲に少し疑問を持つようになってきました。もちろん、中には優秀な、やる気満々の職員もおるといことは重々承知をしています。私が思うのには、前例踏襲で、職員が今取り組んでいる職務に対して疑問を持たない、先輩、また前任者から受け継いだ仕事を何の工夫もなしに行っている、そして、特に企画、立案力、そして、それを発表するプレゼンテーション力が弱いように感じています。

職員と採用されてから、新任研修に始まって、いろいろな研修が行われているというふうには思いますが、どのような研修を今行っているのか、お伺いをしたいと思います。

まず1点目、よろしくをお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

職員のスキルアップ研修につきましては、主にこうち人づくり広域連合での階層別研修、能力向上・開発研修等に参加させております。階層別研修では、新規採用職員から課長職までの職員に対し、役職等に応じた必要な知識の習得及び能力開発を目的とした基本的かつ必須の研修として位置づけており、令和3年度中に34人が受講しております。

また、行財政問題研修や先進地事例研修セミナー等の能力向上・開発研修については、延べ21人が研修し、職員の能力向上に寄与しているものと考えております。

今後におきましても、職員への積極的な研修への働きかけや、職場内での日常業務において必要な研修を積み重ねながら、職員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 町長の答弁によると、広域連合の行うスキルアップ研修に積極的に参加しているという答弁ですけども、確かにそれは義務として参加されているようです。けれども、この職場でもそうですけれども、現場の責任者である係長、そして係長に準ずる職員の果たす役割は、大変大きく重要なものがあるというふうに思います。極端に言えば、組織の運命を握っていると。過言ではないと思います。町のために、そして町民のために、どのような事業を取り入れればよいのか、その事業のための国の予算はどんなものがあるのか、

常に関心を持つ。そして、現在行っている事業が時代に即しているのか、町民にとって本当に必要な事業なのかどうかの検証も必要だというふうに思います。そして、自分の考えをまとめ、実行に移していく力が必要です。直属の上司である課長に対して自分の考えをまとめ、伝え、説得し、理解を得、町の事業をスクラップ・アンド・ビルド、つくり直していく、そういう力が特に係長には必要になってくるというふうに思います。その力をつけるためには、日々研さんを重ねる努力も必要であります。

とはいえ、職員個人にその全責任を負わせるのは筋違いでありまして、役場、職場として、職員研修をしっかりとしていく必要があると思います。町独自の研修を行う必要があるのではないのでしょうか。例えばコンサルに来てもらった研修、そして民間企業に派遣しての研修、県庁など上級機関への派遣など、そして、私も現職のときにやりましたが、ジョブ・オン・トレーニング、仕事をしもっての研修ということも取り入れてやっていく必要があると思うんですが、もう一度、その点についての見解をお伺いします。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

行政のスキルアップ以前に常識ある人間形成、また町民のための行政職員、このことを再認識していただき、日々の業務を遂行していただきたいと考えております。その上で、上司からの教示を頂き、行政事務を習得し、確かな仕事をしていただけるよう、今後も指導していきたいと考えております。

また、研修では学べないこと、そもそも研修がなく、日頃からの積み重ねで学ぶこと、こういったこともたくさんあります。部下育成は上司の最も重要な職務でありますので、今後も繰り返し指導はしていきたいと考えております。

そして、県への職員出向であります。毎年ではありませんけれど、県への出向もしております。また、町独自に講師を呼んできて、いろんな研修もしております。今後につきましても、そういった研修を継続していき、職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員の再質問にお答えします。

来年度の職員研修につきましては、2月中旬にちょっと講師の方と相談いたしまして、講師の方からは、まず業務改善についての研修を提案いただきました。私も竹本議員と同じように、今の職員の自分で考える力であるとか解決する力がちょっと劣っているのかな

と感じておりますので、そういった部分の研修をしていただいた上で、業務改善に取り組むような研修をお願いしているところであります。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 再々質問ですが、役場の職員構成を見てみると、3級、4級の中堅職員の割合が非常に高いですね。そういうことからいうと、ここがこれからしっかりしてもらわないと、町の将来が危ぶまれるというふうに思います。

残念ながら、今はスペシャリストがおりません。ほとんどゼネラリスト。広く浅くという職員ばかりであります。また、地方自治法によって、いろんな面でがんじがらめになっているのも分かります。自由に発想できない、専門職でもないという職員が多いと思います。

今までの職員異動は早くも3年、長くても5年ということで異動になっておりますが、そのために前例を踏襲し、その3年なり5年の間を無難に過ごせば、年功序列で上がっていくと。こんなことを続けていくと。知恵を出す必要もなく、起案できる能力も必要がないのではないかとこのように思います。こんな職員ばかりになっては、本町の行く末を心配します。思い切った人事を行い、年功序列でなしに、若くとも能力のある職員には、それなりのポストで頑張ってもらおうと。そして、異動ももっと長期にわたって、その職務に就いてもらうようにする必要もあると思うんですけれども、町長、総務課長の見解をお伺いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

様々な町民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、職員が多様な感性や価値観、経験などを積み、管理職がそれぞれの能力を引き出せるように組織をマネジメントしていくことが必要であると考えます。仁淀川町が抱える今後の課題について、自ら考え、自ら解決していく政策形成能力や、高度化、多様化する町民ニーズへ臨機応変に対応する柔軟性など、高い能力や資質を持った職員の育成を目指すとともに、人事異動では、若いうちからいろいろな部署を経験し、経験を積むことにより、町民目線で物事に対応できるよう配置を検討していきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員の再々質問にお答えします。

係長以上の管理監督職につきましては、所属職員の能力の把握であるとか、業務を通じて指導を行っていく必要があります。まず、その先頭に立つのは、我々管理職であると思いますので、その辺りは十分自覚を持ちまして、今後におきましても、職員を温かく見守りながら厳しく指導していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

2問目に移ります。竹本文直君。

○7番 優秀な、最初は、入ったときには夢を持ち、希望を持ち、よし、やっちゃろうと思って入ってきた職員ばかりだと思います。長年、これでええわということになってくれば、それに慣れてしまいますので、そうでなしに、自ら考え、自ら動ける職員が多く出るように期待をしたいというふうに思います。

2問目ですけども、学校統合についてですが、昨年暮れに委員会のほうから学校統合に向けたアンケートを行いたいという提案を受けました。そして保護者向けのアンケートをしたいと。あまり私としては、突然でしたので、よう意見を聞いてやりよということしかよう言わだったんですが、これ、落ち着いてよくよく考えてみると、非常に大きな問題。これからの仁淀川町の将来の形を決める大きな課題だというふうに思います。

そこで、このたび行ったアンケートの結果をまず発表していただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長 黒川教育長、答弁。

○黒川教育長 竹本文直議員の学校統合に係るアンケート結果についてのご質問にお答えさせていただきます。

まずアンケートの対象は、保育所（園）及び小中学校の保護者を対象とし、182世帯、全ての世帯にお配りをさせていただきました。

アンケートの結果につきましては、182世帯中164世帯の回答があり、90.1%の回答率でした。大きく質問を3つに分け、1つ目が小学校の再編について、2つ目が中学校の再編について、3つ目が小中の再編の形について問うものでした。

1つ目の小学校の再編については、「統合が必要」が61.6%、次に「どちらともいえない」が27.4%、「統合は必要ない」が11%でした。

2つ目の中学校の再編については、「統合が必要」が61.6%、次いで「統合は必要ない」が19.5%、「どちらともいえない」が18.9%でした。

3つ目の小中学校の再編の形につきましては、「小1校、中1校の小中一貫校」が

23.2%、次いで「小1校、中1校の単独校」が22.6%、「小2校、中1校（小学校は北校区1校、南校区1校）」が21.9%、「再編なし」が14.6%、「小2校、中2校（小学校は北校区1校、南校区1校）」が11.6%、「小3校、中1校（小学校は現行のまま）」が5.5%、「その他（他市町村との組合立の学校など）」が0.6%という結果でした。

次に、学校統合の目的につきましてですけど、まずは学校校舎の、各校舎ですが、老朽化が進み、今後大規模改修、あるいは建て替えが必要となってくることが大きな要因の1つではあります。それ以上に、児童生徒数の減少による影響が大きいと考えております。

本町の令和4年度の児童生徒数は、過疎高齢化及び少子化の進行により、町村合併当時から半減し、今後もさらに減少が予測され、学校運営への影響が懸念されております。複式学級が増え、教師への負担、さらに子供たちへの学びの環境を考えると、統合することが最善の策だと考え、まずは保護者の意見を聞かせていただいたところです。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ここに学校編成に係るアンケート調査結果という冊子を頂いております。これを確かに見せていただきました。今、教育長が言われたとおりであります。

アンケート結果は確かに中学校1校、小学校1校、もしくは一貫校、合わせて50%弱の希望者がおりますが、この中身をよよく読んでみると、積極的にそう思っている方は恐らくその半分ぐらいじゃないかなというふうに私は感じました。詳細に皆さんそれぞれのご意見がまとめてありますので、それを一つ一つ読ませていただきましたが、積極的に小中一貫校にしろという数字ではないなというふうに感じました。消極的、子供のことを考えるとやむを得んかなというふうな感じに受け取っております。

それと、私もアンケート様式を見せていただきましたが、あれを見た限りでは、初めから統合ありきのような印象を受けました。学校には大きく2つの役割があると思います。1つは言うまでもなく子供たちの教育、そして、もう1つ大きいのが地域のシンボル、ランドタワーとしての存在感、これが非常に大きいと思います。ある学校、その学校の生徒を見れば、その地域が分かるという人までおります。統合して、どのような学校、教育を目指すのかのビジョンが全く感じられませんでした、アンケート用紙を見た限りでは。ある保護者は、この内容では答えようがない、もう少し具体的に方向性を示してほしい、委員会は統合ありきで進めているのではないかと疑問の声も持っております。

中学校は平成22年、2010年の4月、小学校は平成26年、2014年の4月に現在の学校配置



になっております。統合してから14年と10年、統合による様々な問題や課題を乗り越え、各学校の校風を築き始めたばかり。これは池川を見た限りですが、前回の統合から僅か10年余りで再統合を検討する必要があるか、私は疑問です。委員会の中で今までどのような議論がなされてきたのか、また、統合して何を指すのか、統合の目的、先ほど言われた目的、ただ校舎の老朽化、そして児童生徒数の減少で教育に支障を来す、それだけじゃ弱いです。もうちょっと深く考えて、学校統合によって、この町をどうするかということも考えていかないかと思えます。そこの辺りを聞いていきたい。よろしくお願いします。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

確かに今回の統合のアンケートにつきましては、まずは保護者の方の、できれば町の意見を除いた真っさらな意見をお聞きしたいということで、町の見解は全くなしでアンケートを取らせていただいた次第でございます。

町としても、かっちりとしたビジョンが今現在あるわけでもありません。今後、令和5年度に入りましたら、仮称でありますけども、学校再編検討委員会なりを立ち上げて、いろいろ協議しながら内容を詰めていきたいと考えております。

それで、町の考えといいますか、町としては、今ある各学校のそれぞれの、今おっしゃるように校風といいますか、地域での文化も育ってきております。ですので、それをできる限り引き継げる格好で、新しい学校の構築といいますか、それを進めていきたいと、そのように考えております。

それと北校区、南校区、今のところ北校区につきましては、10年後、将来を見ても、このアンケートに載っている結果では複式にはなっておりません。ただ、南校区については、南校区で長者・別府小学校が統合したところで、複式が解消されるものではありません。さらに言いますと、旧の町村単位で言いますと、それぞれが単独でいった場合は、全てが複式の学級というような状況であります。それで将来、もし来年度から本格的に統合の検討に入った場合、統合、1校になった場合でも、小学校の1学年の数は20人前後になるんですよ。そんなに大きい児童数になるわけではないし、十分先生の目が行き届く範囲であります。

それと1つ、僕が一番今まで気になっていることがあるんですが、これは個人的な意見ですけど、高校へ地方、田舎から出ていくときに、ある程度子供の数が多いところでもまわっていないと、市内の高校へ行ったときに、なかなかその中でなじめないということがあ

りまして、結構その辺り、聞きます、そういうことも。ですので、精いっぱい子供の多いところで、勉強も友達関係等もいろいろもんで、そういう経験をしてから、高校のほうへ行ってもらいたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 今のところ具体的な、どのような学校にするといったようなものはないということで、ある意味幸いかなと思うんですけども、そして一昨日、第2次の仁淀川町教育振興基本計画というものを頂きました。これを読んでみると、基本理念として、「夢希望生きがい」～仁淀川町のひとづくり～」というように書かれています。仁淀川町教育委員会は確固たる指導信念を持って教育行政の執行に当たり、仁淀川町は学校、家庭、地域のつながりを大切にして、子供から大人まで全ての町民が生涯にわたって学び合い、育ち合い、豊かな心を育み、様々な場面で活躍できる人づくりというふうに書かれています。

また、仁淀川町教育行政方針でもあるように、未来の仁淀川町を担う人づくりの実現のため、郷土を愛し、心豊かで創造性にあふれ、次代を力強く開いていく人材の育成ということも書かれています。理念にあるとおり、学校は地域との連携がないと、これは成り立っていかないように思います。これから先、ちょっと長くなりますけれども、私の考えを聞いてほしいというふうに思います。

先ほど述べたように、さきの統合から14年、10年を経過し、各学校とも、やっと校風が見えるようになりました。これは、その地域に学校がなじみ、溶け込み、落ち着いてきた証拠でもあると思います。学校統合によって学校がなくなった地域の衰退する速度は飛躍的に加速する、これは歴史的に実証されています。私は旧池川町でそれを何例も見てきました。今の用居地区、安居地区もそうです。今、ほとんど人がおりません。両地区とも、学校がなくなってからの地域の衰退は見てのとおり。そして、仁淀高校が廃校となったのは2011年で、約13年前です。その後のあの地域の寂れようは皆さんも記憶に新しいでしょう。

一昨日、委員会にちょっとお願いして忘れていましたが、14年前の中学校の統合時に、旧吾川中学校へ上がる予定の生徒が町外へ出たということも聞いております。その人数を後で知らせてください。

中学校での部活は地域移行に向け、国主導で今進められています。2025年、再来年までにしなさいと、それはちょっと難しいということでもめているようですが、いずれにせよ、

部活は地域移行に向けて動いています。仁淀川町ではなかなか難しいと思いますけれども、もし地域のスポーツクラブにソフトボールなり、柔道なり、柔道は今もほとんどそうなっていると思いますが、に移行できれば、これはそれでやっていただければ、3校合同のチームというようなこともないと思います。統合よりも小規模校のメリット、優位性を伸ばし、現在の形を継続するほうが人口増につながると私は考えています。現に移住している方は、移住してくる方、来ている方は、旅行をしながら各地を巡り、自分の生活スタイルに合う地域を選んでおります。学校でどのような教育が行われているのか、地域の風習はどうか、様々な要素を検討、比較し、移住する場所を決めている。そして、小規模校に魅力を感じて移住される方がいるのも事実であります。

委員会から今説明があった統合理由は、現在の形になった14年前、本当に合併してからすぐに、これは既に予測されていたことやというふうに思います。そのために、中学校は1校にして、小学校は3地区に1校ずつにしてはというような署名活動も当時されていたことを覚えています。私もその案に賛成をして、署名をした1人です。旧吾川中学校に中学校を1校として統合できないかとの、その当時の議会の議員の問いに対して、前町長だと思うんですが、吾川中学校がある場所は、大雨のたびに校舎の床下を洪水が流れ、危険である、また湿気も多いために、学校用地としては適地ではないという答弁をなされています。これはいろんな合併からの経過の中でこうなったんだろうと思いますが、今、思い返せば、吾川地区に中学校1校にしておけば、非常にスムーズにまちづくりができたんじゃないかなというふうな感じも持っています。

合併から18年、町の人口は予想以上のスピードで減少しています。3,000人以上減っています。その間、いろんな施策をやってきましたんですが、人口増の具体的施策はほとんどなし、成果もなしであります。子育て支援の各種補助金、近隣に比べ、本町は非常に手厚い子育て支援をしておりますけれども、これに歯止めがかかっていません。

大川村は30年以上前から山村留学制度を取り入れ、現在、まだ何とか村を守っています。これは馬路村の魚梁瀬地区も同じ。そして、梶原町にある梶原高校は、仁淀高校と同じ時期に廃校になる予定でした。ところが、今現在もあります。これは何が違うのか、町が何をしたのかということとは、町が中心となって、高校をなくさない活動を、運動を積極的にやったからです。そのために今は、当時からいえば、生徒が増えています。町外から、県外から、梶原高校に野球をするために生徒がようけ来ています。その受入れ体制を町が積極的にやったということだと思います。そこには、この地域を守り、次世代につないでい

くという地域住民の思い、それを行政が主導していく強い信念、学校統合よりも地域の活力をどう取り戻すのか、各学校の生徒児童を増やすため、教育内容を充実させ、町外からの生徒を募集するなど、何をすべきかを考え、手を打ち、対策を行う必要があるというふうに思います。現状を追認するだけでは、児童生徒の減少は止められません。

そして、これはちょっと古いんですけども、昭和48年9月27日、各都道府県教育委員会殿ということで、当時の文部省初等中等教育局長、そして、文部省管理局長から通達が出ています。公立小中学校の統合についてという通達です。この中で、統合に当たっては、こういうことに注意をなさいよということが書かれています。1つ、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること。そして、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得ておくよう努めること。3つ目もあるんですが、これは学校統合後はこうなさいよということが書いてあります。

もし、言われるような小中一貫校にした場合には、統合された地域の人口は目に見えて減ります。池川地区、仁淀、森地区、長者地区は間違いなく人口減少します。大崎には集まりません。多くの児童生徒が佐川や高知に出ていくでしょう。今までの歴史がそうなんです。このアンケートにもあるように、賛成にできない人も、かなりの数がおるわけです。やっぱり、無理とは言いませんが、そこの辺りをよく考えない統合は、絶対に生徒が出ていきます。これは断言できます。そこの辺りを考えてやっていただきたい。

そして、学校統合をどうしても検討するのなら、この文部省の通達にもあるように、地域住民へのアンケートなどを実施して、地域住民の意見を十分聞いた上でやっても遅くはないというふうに私は思います。答弁をよろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 まず前回統合の折の、平成22年、平成26年に統合した折に、それを機に出ていった児童生徒がいたんじゃないかということで若干調べさせていただいたんですが、結果、統合がある年とない年、全く数字は、あんまり変更、変わりなかったです。統合だから下へ出ていったとかということとはちょっと、そこは分かりませんでした。

そこは今言われるとおり、統合すれば確実にそこの地区は寂れていくと、それは私自身も重々承知いたしております。ですが、地域は大事ですけども、子供は親を選べません。地域も選ぶことはできません。生まれてきた子供が、等しく教育が受けられ、どこにいて

も教育が受けられる、それをまずは、市町村の自治体、教育委員会としては、まずはそこを第一に考えてやらなければならないと思っております。

昨日もちょっと全員協議会のほうで話がありましたけども、移住者が地域、少ないところがいいから、そこを選んで来たという意見もありました。ただ、その移住者の中には、もうちょっと、ある程度人数があるから安心して来れると、そういった意見も中にはありました。ですので、私たちは、取りあえずは4月からの検討協議会でも慎重に協議しながら、地域の意見を大切に、今でしたら池川では、池川中学校では池川神楽で、今年は坂本教育賞も受賞させていただきました。それには、池川神楽をずっと取り入れてやってきて、自尊感情のほうも育ってきているということで実績も認められて、表彰を受けることになりました。仁淀は仁淀で有名な秋葉神社の祭りがずっとありますので、それで自尊感情も上がり、また、それを目当てに、大人になってからこちらのほうに帰ってくる方もいらっしゃると思います。ですので、それを絶対、統合によって寂れさせることはできませんし、そういった地域で根づいた文化と、あと学校の校風、これを新たな学校ができる場合には引き継げるように、また、そこを一番大事なところだと思っておりますので、そこは十分協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

学校統合はあくまで子供のため、子育て世帯のためであるとは言いつつも、やはり地元の理解を得る必要があります、耳を傾ける必要があると思います。このため、各地区にある伝統文化、そして伝統文化の継承や地域学習、こういったものも取り入れて、地域との関わりをもっと大事にしていくような学習も必要となってくると思います。統合したからといって、その地区を捨てるということではなくて、そういった地区の伝統的な食べ物であるとか、祭りであるとか、そういった学習もさせていただいて、地域とのつながりを持って、統合に向け、進めていきたいと思えます。いずれにせよ、子供の教育に着目した場合には、私としては小中一貫校、そういった方向を目指していくべきではないかと考えます。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。今の答弁を聞いて、ちょっと矛盾があるんです。教育長は、各地域の池川神楽とか、秋葉まつりの練りとかの行事も引き継いでいくと。それは当

然、引き継いでいかないかんです。けども、学校統合の目的の中に、教職員の負担軽減ということも言われました。今、2校が別々にあって、それをできよう。1校にしてそれを一切全部やれというたら、教職員の負担が増えやしませんか。そんな無理を言うたら。

それともう1つ、子供に対して平等に、あまねく公平に教育をさせるのは、これは当然。法律で決まっております。けども、小規模校だから、複式だから、それができないというのはおかしい。なるべく人口を減らさないようなことを考えてほしい。私の願いはそれだけです。

以上です。

○議長 答弁、黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員の質問にお答えさせていただきます。

矛盾しているということですが、まず今、秋葉まつりについては、授業以外で練習されたりしていると思います。あと池川神楽、池川中学校については、特別活動といった授業の中でやっております。ですので、その部分を全部をやるか、地区を子供によって、学年によって分けるかとか、いろいろ、その学年の中で出身のところで分けるとか、その辺はいろいろ、今後考えていかなければならないと思います。

ですので、学校には確かに年間授業日数というのがございます。そんなに今でも余裕はありません。年間、小学校が5,785時間あります。中学校が3,045時間。それで、1年間の年間授業日数が199日の、年間授業時数1,194時間ありますので、その中の余った時間を利用しながらやるようには、今後考えていかなければいけないと思っております。

それと、授業のほうも改定がいろいろありますので、小学校にも英語の授業が設けられました。小学校につきましては、外国語140時間、5年生70時間、6年生70時間、これをやらなければなりません。今現在、教科担任制で、中学校の英語の先生に小学校まで行って教えてもらっています。これがすごく、また今の段階では負担になっておりまして、全然、先生の働き方改革に逆行するような流れでもありますし、かなり不満があるようですし、かなりしんどそうです。ですので、こういったところが統合することによって、すぐに行き来できますので、今まで余分に2時間とか、2時間の授業が必要なところが、そんなにかからずいたりとか、いろんな効率化も図れますし、いろんな意味でプラスにはなってきます。

話がいろいろ飛んで申し訳ないんですけど、本当に地域を守る、本当にそこは大事だと思っておりますので、統合に向けて、今後、本当に地域の意見を尊重しつつ、統合に向けて、

これから協議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

通告第4号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きまして、自席でマスクを取って質問させていただきます。

それでは、行政報告とも重複いたしますが、間もなく農業と福祉が連携した事業が始まります。その全容を伺います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野議員の質問にお答えします。

これまで町内には障害者への就労の機会を提供する事業者が少なく、一方、地域農業の生産人口が減少する中で、現在、高知県産業振興計画に位置づけられた地域産業クラスタープロジェクトにおける地元産野菜の産地形成による生産拡大に欠かせない担い手農家の確保に苦慮している状況でありました。

これらの課題を解決していく取組として、株式会社フードプランのカット野菜工場の隣地で水耕栽培の施設整備を行い、農業と福祉の融合となる農福連携による水耕栽培の事業展開を図ることで、障害者の方の自信や生きがいを持った社会参画できる機会の場の創出、担い手不足等が進む農業分野での新たな働き手の確保につなげていく取組となっております。

実施主体の清流ファーム合同会社につきましては、昨年1月、町内に事業所を開設し、同年10月から水耕栽培施設の整備と併せて、働く障害者の方が精神的な面でストレスを軽減し、安全かつ継続して就労できる環境を整えることを目的として、休憩・トイレ用施設の整備を進めてきました。今年1月に両施設が完成し、雇用者の受入れに向け、ベビーリーフとリーフレタスの生産を開始しております。

この農福連携により期待される事業効果につきましては、野菜の産地形成化の原料供給体制強化による第一次産業の推進をはじめ、障害者の方の社会参画できる機会と雇用の場の創出や、農業分野における担い手の確保などが期待されます。

また、フードプランへの全量出荷による経営の安定化や、カット野菜工場の隣地で栽培することにより、出荷に必要な包装梱包費や輸送費などの事業経費削減につながるものと期待しております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございます。これは県内でも、先日テレビでやっていましたが、五百数十名の方が今現在、農福連携で働いておられるという話を聞きました。もちろん、これから農福連携、どんどん進めていただいて、多分町内では4名ということはないと思うんです、湖水園もあるし。

ほかに、私がちょっと昔、土佐市のほうで仕事をしているときに光の村というのがございまして、あそこでも福祉事業の方が箱とか、菓子の箱とか、ああいうものを細々と作っておりました。それからパンの工場も始めて、土佐市で売っているということもあって、思うには、そういうものに健常者との差は見られないんじゃないかという感想もいたします。ここの農福連携は農業ですが、今後こういう事業を膨らますと同時に、ほかの事業にも進展ができれば、なお仁淀もそういうことに貢献ができるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長 それは答弁は要りますか。

○5番 お願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 障害者雇用につきましては、ある程度大きな事業所につきましては義務化されているというところもありまして、町内でも、大きな事業所におきましては、障害者雇用をしておるところもあるように伺っております。

そして、人員募集の結果につきましては、3月1日現在で一般雇用2名、障害者雇用3名で、うち4名の方が地元からの雇用となっております。今朝も訂正させていただきましたが、4名の方が地元からの雇用となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○5番 大野直孝議員の質問にお答えします。

今、農福連携事業を進めようとしていますが、大崎地区で町外の就労継続支援事業所が、車の部品とか、簡単な作業を行えるような事業所を構えようとしています。これに向けて



も雇用を進めようとしていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 大野直孝君。

○5番 ただいまのご答弁で、大崎で町外の車用品、うちにもありますよね。ああいった形で働ける場ができたということについては、非常によかったと考えております。この質問は以上で終わります。

次は町営バス、スクールバス事業の件ですが、前議会で68号議案において議会が承認した案件ではございますが、その後、事業者選定に関わる新たな事実が判明いたしました。町営バスを野ざらしにしないためという車庫に、実際は町営バスが置かれていなかった。執行部はどのように対応するのか伺います。

これは担当課長にお伺いしますが、これについてはインターネットで聞いている町民の方もいますので、ちょっとご説明申し上げます。

町営バス、スクールバス事業、以下略して町営バス事業と言いますが、バスは動産ですが、施設でもないのに指定管理制度で運用いたしておりますがゆえ、競争入札に付さず、プロポーザルで行い、この事業者選定をめぐっては、先に選定審議会を開いて、応募した2社から仁淀川マネジメントサービス社を選定したものであります。ちなみに、2社の比較では、仁淀川マネジメントサービスの見積りが高かったと聞いておりますが、その選定審議会に提出した添付文書には、車庫に入った町有バスの写真とともに説明がなされており、町有バスを大事に使っているかのような記述がございました。ところが、1月に見ると、その車庫へ町有バスが入っていない。2月にも見ましたが、依然として雨ざらしの状態でした。そして、その車庫には町有バス以外のダンプや別会社の送迎バスが入っていたのであります。

改めて質問いたします。事業者選定に関わる新たな事実が判明したと思われる。町営バスを野ざらしにしないためという車庫に、実際は町営バスが置かれていなかった。執行部はどのように対応するのか伺います。

それでは、2番目の質問ですが、今ここで言うときます。町営バス事業は15年間で管理料が7割アップしております。対して、運転手の人件費は横ばいでした。運転手の賃金を上げないのに、なぜ費用がかさむのか、これをお伺いしたいと思います。

3番目、町営バス事業のような動産について、指定管理制度の適用はメリットが見えないが。

以上3つを順番にお答え願います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁。古味町長、答弁。

○町長 大野直孝議員のご質問にお答えします。

町民バス、スクールバスの車庫については、事実確認を行うため、担当職員が令和5年2月27日に株式会社マネジメントサービスに出向き、現場確認と聞き取りを行いました。その結果、現在、運行車両10台と予備車両3台の合計13台の車両をマネジメントサービスに貸与しておりますが、マネジメントサービスが所有する仁淀屋根つき車庫に3台、同じく田村屋根つき車庫に3台駐車されており、残りの運行車両4台は株式会社大一林組所有の屋根つき車庫に駐車されておりました。これは冬期の霜によるガラスの凍結の回避など、車両保管の必要性から、株式会社大一林組から無償で借り受け、駐車しているとのことでございました。

予備車両3台については、田村の事務所付近の駐車場に青空駐車されておりましたが、マネジメントサービスが所有する屋根つき車庫が不足していることから、令和4年8月に3台駐車ができる車庫を新設し、令和4年11月24日に行われた指定管理審議会に提出された申請書に記載のとおり、令和5年度から使用する予定であり、また、新たに屋根つき車庫の建設を計画しているとのことでございました。以上の現場確認及び聞き取りを受け、貸与しています車両については、適正に管理されると判断しております。

次に、管理料が7割アップしているがという件についてですが、町民バス、スクールバスの指定管理料については、平成20年度が5,965万6,000円、令和3年度が1億169万1,700円で、ご指摘のとおり約70%増加しております。増加の主な要因は、指定管理料を試算する場合に運転手単価として使用しております国土交通省の労務単価が、平成20年度は1日1万6,500円であったものが、令和3年度には2万600円に増加したことや、平成29年度から、町民バスとして大崎・狩山口間、大崎・川渡間の運行を有限会社黒岩観光に外注した金額が指定管理に新たに加わったこと、消費税が5%から10%に増加したこと等がございました。

人件費については、実績報告で提出されております決算書等の書類を確認しましたところ、常勤、臨時を含めた運転手、安全運転管理者、事務員の全従業員の給与、賞与、法定福利の総人件費は、平成20年度が3,131万6,422円、令和3年度が5,028万5,463円で、61%の増加となっております。

次に、指定管理制度の適用はメリットが見えないがという点でございしますが、昨年の12月議会定例会でも答弁させていただきましたが、当該事業に指定管理制度を導入している

団体はなく、今後において、利用者の安全面や利便性を十分に考慮した上で、委託業務に戻すことも含め、今後検討していきたいと考えております。

○議長 大野直孝君。

○5番 自分が不備と思われるようなところも多々ございますけども、今回、執行部のやることですから、お任せはしますが、なかなか屋根つき3台というのが、3台目の1つは仁淀にあると言うていましたが、仁淀はもともと町営のやつがあるので、特に数に含めているというのが分からん。

それから、1台は明らかに、もう1つの屋根つきやというのは、明らかに写真に写っているあれでしたが、2月27日に見たと言うていますが、我々も2月に見に行ったら、その屋根つき車庫に入ってないんですよ。ほんで、あそこの葬儀会社のバスが入っちゃったというようなことがあって、どういう情報を得て見に行ったか分からんけども、これは後でしっかり検証しなきゃならんと自分自身も思うております。間違えたことを言うたらいかんのでね。今日は議会でちゃんと報告していただきましたので、またこれを検討して、後日、何らかの形で勉強したいと思います。

それから1つ、ちょっと誤解されていた面があったので、ご説明申し上げておきますと、昔は請負契約ということであれば、業者は完成検査を町から受ければいいだけで、何も決算書類とか、そういうものを出す必要はなかったんです、請負契約であれば。ところが、指定管理にしたので、委託業務は分かりませんが、決算書を出さないようになってくるということは、今まで予算決算会計にしか我々は慣れてない、監査もそれでしかやってなかった我々が、業者の決算書を精査しなきゃならんということが出てきたという状況です、今、15年たっていますけど。

要するに、指定管理制度は決算書を全部見られるんですよ、業者は。そのことは当然、変わったことですよ。これは今までと違う変わったこととして、我々認識してないと、その業者に、間違いが見抜けないうし、指摘もできない、指導もできないと、こういうことになるんじゃないかというふうな危惧を抱いております。無論、今、この業者が間違っちゃるとか言うつもりは毛頭ございませんが、こちらが気をつけないかんという話でございます。

そういうことで、今回の質問は終わります。以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終わります。

通告第5号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第5号、議席番号3番、藤原大、許可を頂き、4点質問させていただきます。

1点目、昨年3月から継続して質問させていただいております国道33号についてですが、まず、この1年間、進展は何かありましたか。答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原議員の質問にお答えします。

国道33号の整備要望活動においては、高知県、愛媛県両県にまたがる国道33号整備促進期成同盟会と、高知県側だけで構成しております国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会、この2つがございます。

関係市町村が一体となった要望活動をもって要望活動を行っており、1市町村だけでなく、近隣市町村全体の要望であることが何よりも重要であると考えております。また、直接国土交通省の本所、整備局に要望する際には、各市町村の重点要望を個別に訴えてもおります。

国道33号沿線において、町全体が事前通行規制区間に入っている市町村は、ほかにはございません。この解消に向けては、全体要望書の中にしっかりと盛り込んでいるところでもあります。ただ、成果となりますと、1年、2年のスパンでは、なかなか前に進まないものと考えております。

しかしながら、そういった状況下におきましても、危険度や地域の必要性は喫緊の課題という認識は常に持って、要望活動に臨んでまいります。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 自席で失礼します。全体の要望ではなく、こちらから、大崎橋の架け替えのときの航空写真に下線を引いたような案を描いておりましたが、そういう資料を作って持っていくのはどうでしょうか。ちょっとアプローチの仕方を変えてみるのはどうかなと思います。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 期成同盟会と足並みをそろえて要望しているということもございまして、例えば仁淀川町単独で、うちだけ早くやってくれとか、例えばほかの市町村がうちのほうを早くしてほしいとか、そういうことが始まれば本当、やり合っこといいますか、言ったもん勝ちというようなことにもなりますので、やはり仁淀川流域、いのから日高、佐川、越知、仁淀川町と、この5町村で、高知市も含めて6町村で、足並みをそろえて要望活動を順次

行っているという状況であります。

やはり優先順位としては、自分が考えるには、くにかくにや曲がった道を真っすぐにしてほしいという要望ではありません、うちは、仁淀川町としては、あくまで止まらない道にしてほしいということで、要望度は、緊急度は高いんですよということで、陳情のたび、そのことは言うておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 1問目、以上で終わります。

2問目、藤原大君。

○3番 2点目、学校の統合について質問させていただきます。

先日の全員協議会にてアンケート結果を報告していただきました。小中一貫校、小学校、中学校を1校ずつ、次いで小学校2校、中学校1校というアンケート結果が多かったようですが、私としては、ぜひ小中一貫校をと思っております。

調べますと、2000年から始まった小中一貫校は、文部科学省の調査によると、学力の向上に大きな成果が見られています。また、1校にまとめることにより、学校の整備を充実させられ、部活動の幅も広がります。一貫校にも一体型、隣接型、また義務教育学校というような様々な形があるようです。子供たちの未来の選択肢が多くなるよう進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 藤原大議員の学校統合についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、小中学校の再編の形について、アンケートの結果、「小学校、中学校を1校ずつ」と「小中一貫校を1校」が多かったようだが、ぜひ小中一貫校をとのご質問につきまして、「小学校1校、中学校1校の小中一貫校」が23.2%、次いで「小学校1校、中学校1校の単独校」が22.6%、「小学校2校、中学校1校」が21.9%、「再編なし」の現行のままが14.6%などとなっております。詳細は全員協議会でご説明をさせていただいたとおりです。

この結果から、「小学校1校、中学校1校の単独」と「一貫校」を合わせると45.8%と、約半数となります。町としましては、アンケートの結果から「小学校1校、中学校1校の小中一貫校」を選択された方が一番多かったこと、また、一貫校は教科担任制の実施など小中学校の連携が取りやすく、多くのメリットがあり、今後、小学校1校、中学校1校の小中一貫校での編成で協議を進めさせていただきたいと考えております。

次に、義務教育学校というものもあり、こちらも小中9年間の義務教育期間、子供たち

の将来の選択肢が一番多くなるよう進めてもらいたいとのご質問ですが、小中一貫教育を行う学校制度としては、大きく分類すると、義務教育学校と小中一貫型学校の2つの形があります。義務教育学校は1つの組織であるため、1名の校長先生のリーダーシップの下、9年間を見通した教育目標を掲げ、教職員は小学校、中学校、分け隔てなく、児童生徒の指導に当たります。6年生は前期課程の修了という位置づけになるため、卒業式は行われません。

一方、小中一貫型学校では、組織上、独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校です。今後、小中一貫校で協議を進めさせていただきたいと思いますが、制度上の義務教育学校とするか、小中一貫型学校とするかは、保護者の方や地域の方のご意見も伺いながら、仮称ではありますが、学校再編検討委員会を設置し、委員の方との協議の上、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

そしたら、3問目、お願いします。

○3番 3点目、質問させていただきます。マイナンバーカードについて。

2月末でマイナポイントの締切りもあり、町内放送で作成を呼びかけていましたが、現在の普及率や最近の伸び率は。分かる範囲で教えてください。

総務省によると、1月時点で、仁淀川町は48.4%、高知県は55.6%で、全国のワースト4位、全国平均は60.4%で、1月末時点では大きく遅れているようでした。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えします。

仁淀川町のマイナンバーカードの普及率につきましては、2月末時点の取得率が53.3%となっております。藤原議員の言われましたのは1月末のデータと思われませんが、それと比較すると、4.9%の増加となっております。全国平均の63.5%はまだ差がある状況です。

おっしゃられますとおり、国では、地方自治体のカードの普及率を地方交付税の算定に反映する方針を示しており、財源に乏しい当町では、地方交付税は頼らざるを得ない財源であるために、非常に大きな問題として捉えているところであります。

仁淀川町では、これまで休日窓口の開設などを行ってきましたが、取得率の伸びが見られなかったため、取得率の高い自治体を参考にして、仁淀川町マイナンバーカード普及促進地域応援商品券交付事業に着手をしております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 再質問、失礼します。

現行の保険証では顔写真がなく、不正利用が問題になっていると、マイナンバーカードの普及の際に理由が挙げられていましたが、町民はマイナポイントをもらっても使いこなせないから要らない、マイナカードを作っていないとの声がありました。マイナンバーカードの意義や普及するメリットの周知徹底を引き続きやっていくべきかと思えます。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えします。

ただいまの申請が伸びなかった原因として、現在持っていないでも困らないという点が挙げられます。今後は健康保険証、そして、マイナンバーカードを運転免許証としても使えるということなど、順次利用できる項目が増えてくるということが考えられます。そうなれば、普及率は上がってくるのではないかと考えておりますが、今現在では、マイナポイントとは何のことやらも分からないような状況ですので、なかなか高齢者の方には普及が行き渡っていないということがあろうかと思えますが、先ほども申しましたが、健康保険と一緒に、現行の健康保険は使えなくなるというようなことになってくると聞いておりますので、そうなれば、必然と普及率は高くなってこようかと思えます。

○議長 3問目は以上で終わります。

4問目、藤原大君。

○3番 4点目、年末の大雪について質問させていただきます。

昨年12月22日から23日にかけて、大雪の影響で停電や通行止め等、南海トラフ巨大地震の際にも想定されるような問題が発生していました。前日夕方のニュースでは、30センチ以上の積雪が予報されていたが、塩化カルシウムがまかれていた様子はありませんでした。事前に町として準備していたことはありますか。

また、停電した地域や積雪により孤立した地域で、避難所や防災倉庫の利用はありましたか。復旧作業中の問題等、ありましたら教えてください。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えします。

土木部署の積雪に対する準備状況といたしましては、各土木事業者への連絡体制の確認、直営班用のタイヤショベル2台、これは吾川地区と池川地区ですが、これは冬場だけの

リースによるものです。それと塩カルの備蓄です。このことは今回の大雪のためだけではなく、毎年冬場の雪対策として実施しているものであります。

復旧作業についての問題点といたしましては、通行の復旧を優先したため、待避所等の除雪まで手が回らなかったことで通行しづらかったこと、土木事業者も今回のような大雪対応に不慣れで、除雪に有効なタイヤショベルやグレーダーといった機械を所有していない事業者が多いこと、また、土木事業者との連絡体制は機能していましたが、国道等の通行止めにより出勤できない町外在住の作業員が想定外に多かったことです。

次に、避難所につきましては、12月23日の16時に町内8か所に開設いたしましたが、結果として避難された方はいませんでした。

また、震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置するとともに、地震緊急非常配備体制になり、全職員が自動参集となります。職員は、まず家族を含めた安否確認を行った後に、参集途中の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、出勤するようになりますが、参集途中で土砂崩れ等により出勤困難な場合は、最寄りの庁舎に参集することとなります。

いずれにいたしましても、地震発生時の初動体制は極めて重要でございますので、できる限り参集するよう要請するとともに、各職員の安全確保を優先する認識や情報共有の徹底などを訓練、教育していきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 土木事業者の町外職員の通行が困難であったと。越知からの通行止めにより、町内外も含め、町内でも当日出勤することが困難だった方が多数おられたと思います。町職員の当日の休暇申請数の資料を頂きましたが、当日の申請はほぼ雪が原因だったと予想して話します。

町内16名、町外19名の方が出勤できず、当日の休暇申請をしたと思いますが、住所に関わらず、出勤するのが困難だったと思います。地震の際は雪よりも予想がしづらく、緊急の対策を取らなければならないと思いますが、どのような対策を考えていますか。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 藤原議員の再質問にお答えします。

やはりどこで土砂崩れが起きるというようなことにつきましては、出勤途中でしか把握できないものでございますので、その状況を職員自身で判断していただいて、例えば森か



ら大崎に来れないのであれば、仁淀総合支所のほうに出勤してもらい、そういった考えを常に持っていただくような指導をしていただいて、そこで情報収集等の業務に当たってもらおうということを考えております。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 議長の許可を頂きましたので、通告第6号、議席番号2番、日本共産党、藤堂健太郎です。インボイス制度について、まずお伺いさせていただきたいと思います。

インボイス制度、非常に理解しにくい言葉ではございますけども、人によっては何でも、この言葉から言いたいことを言いなさいというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいますけども、実際には、やはり消費税の支払証明書と言われておりますよね。

本町でも昨年の3月定例会で、発議第7号でインボイス制度の実施延期を求める意見書が決議されました。県下では11の議会で採択と聞いております。

今年の10月1日から消費税のインボイス制度が実施されようとしております。これまでは、免税業者の中小零細企業の取引で消費税分値引きを要求されたなどの問題もあったそうですが、今までは売上げが1,000万円以下の特別会計の非課税業者は、新たに課税業者となり、消費税を納税しなければなりません。全国の中小企業に関わる商工会や税理士からも中止や延期の要望が出ております。

そうした中で政府は、経過措置として、やはり10月から実行するために、激変緩和措置として3年間、もしくは6年間の期限措置として、少額取引ならインボイスなしでもいけるよということをおっしゃっております。

また、地方自治体の一般会計は特別で免除されておりますが、その額は67億2,300万円、そして、特別会計は消費税の申告が生まれます。その額は、町の予算ですと7億8,000万円ぐらいが計画されております。

町としては、指定管理者への対応はどうするのか。また、業務委託のシルバー人材センターの高齢者、これは大工さんなんかと同じように個人事業主の扱いとなり、インボイスを発行しなければなりません。特例を求める意見書が多く議会で採択され、財務大臣に提出されております。内容について私は存じませんが、全国各地でやはり多く出されているということがございます。町としても、これも考える必要があるのではなかろうかというふうには考えております。

また、課税事業者からの商品か、もしくは免税事業者からの商品かで、販売者のレジでの分離が必要になるのではないのでしょうか。その対応も要るのではないのでしょうか。私の聞いたところによりますと、そのレジ1台が、今のところ70万円ぐらいするというふうな情報が入っております。これはまだ、業者が新たに作っているという状況のようですので、定かではありませんけれども、こんな状況であります、やはりできるだけインボイス制度は、仁淀川町辺りの小さな商売している業者の方々にとっては大きな負担になるというふうに思いますので、ぜひ町としても正面から延期のために力を貸してほしいというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

町の指定管理者は不特定多数のお客様を相手としておりますが、こういった事業者に対しましては、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができることとなっております。いわゆるレシート発行ということになりますが、消費税の軽減税率制度が令和元年10月1日から施行された時点で、今回のインボイス制度導入に係る事業所は一定レジ対応ができており、レシート等にインボイス登録番号を追加することで対応できるものと考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 自席で失礼します。私は先ほど、一般会計の予算、そして特別会計の予算の金額を申し上げました。この資料がこちらでございますが、少なくとも特別会計予算、これにつきましては7億8,000万円、この予算がありますが、これには消費税がつくというふうに言われておりますけれども、この計画書に、既に予算書にその分が計上されているのでしょうか。ちょっと詳しく存じないので、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

消費税につきましては非課税のものもございます。例えば人件費、職員の給料は非課税でございますし、課税されるもの、消費税として支払うものとして工事請負費であるとか物品購入、委託等がございます。この予算書全てに消費税がかかるというものではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 そしたら2問目、お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目の農産物の加工品の製造販売について。

これはいろんな資料も頂いてきたんですけども、保健所から頂きました。昨年、令和3年の6月に食品衛生法の改正が行われて、非常に基準が厳しくなりました。そして、考えますところ、長い間、今まで自宅の台所で楽しみで作っていた、あるいはそれを販売していた食料品が、来年度、令和6年ですけども、6月1日からは、今までは販売できたものが、今度、これからは販売できなくなります。新たにこういうものを作って販売する人は、その資格を持ったのが要求されております。僅かな年金生活の足しにと思いながら、空いている時間に頑張っておられた年金生活の方が多くのではないかと思います。この人たちにとっては非常に前が塞がったという状況になってしまいます。手を加えない山菜とか、野菜とか、あるいは果物などは販売されても問題はございません。けど、加工した漬物類、ゆでた山菜や野菜、あるいは干した山菜や野菜など、口から入るものがその対象です。

特に水質、上水道が条件になります。そして、町の中には上水道が整っていますが、ちょっと奥へ入りますと、上水道の装置がないところが多数ございます。そんなところでお年寄りが楽しみで作っていることが多いかと思えます。あるいは、蛇口1つにしても、回す蛇口が駄目なので、レバー式の蛇口じゃないと駄目とか、非常に厳しい状況がありますし、設備にしても風が入るような建物では駄目だというふうなことが言われております。だから、非常に物を、商品として作るのにも、非常に今までにないことが要求されております。そして、仮にそれができたとしても、保健所に対して届出あるいは許可証が要求されております。それを整えないと、そういう作業にもつけれないということが言われております。

まだどうなるかは当然分かりませんが、既に食品衛生法で決められているんですから、そう簡単には難しいと思うんですけども、町として、やはり今後、そういうことを今まで楽しみで作ってきた方たち、あるいは、それをいうたら、仁淀川町の1つの産品として、これから集客産業にしていくんなら、やはりそういうリーダー的な人を育てて、あるいはそれに伴うような建物や設備を整えてということが町として考えられないのかなというふうに思いまして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

例えば漬物については、この改正により営業許可の手続が必要となり、食品衛生管理の国際基準、HACCPに適合した衛生管理が義務づけられることになりました。ゆでた野

菜や山菜、干した野菜や山菜については届出が必要となっております。

また、許可、届出が必要な業種については食品衛生責任者の設置が必要となりますが、こちらについては、食品衛生責任者養成講習会を1日受講することで責任者の資格を取ることができます。調理師や栄養士等の資格をお持ちの方は、講習を受講せずとも責任者となることができます。

しかしながら、議員のおっしゃられるとおり、ハードルが随分と高くなっています。そういった中におきましても、本格的に加工食品等を扱いたいとする地域の元気な団体等がありましたら、町の補助金も検討し、応援しなければならないと考えております。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第7号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第7号、議席番号9番の藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、地域長、区長の役割についてであります。本町は集落の人数が減少しまして、高齢化率は上昇する一方でございます。これらによって、区長の選任が非常に困難な地域も見られます。区長は誰がやるのかというような話なんですけども、区長の役割は集落の事情によって異なります。防災、水管理、あるいは生活環境整備など、高齢者にとっては負担が大きいと思われることも役割としてあります。そしてまた、男性が減って、女性が区長を務める、そういった地区がどんどん増えてくるんじゃないかというふうに予想されます。

一例として、水の管理を申しますと、冬場は水量が減り、配管が凍結するなど、非常に混乱している場合もございます。特に山の上部である集落につきましても、地区が管理しているということで、管理する人が固定化してきて、その方が高齢になると負担が大きいのではないかという心配がございます。

今回、このテーマで質問を考えた、その一番の理由は、これまでは地域が自力でできた

ことが、人が減ることによって自力でできなくなっている、そういったことが目に見えているんじゃないかということです。今後は複数の集落を担当する区長か、地域長が区長を兼務するか、こういった選択が増えてくるのではないかと考えられます。この点について、どのような方針なのかということをお伺いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の質問にお答えします。

昨年4月から6月にかけて町内19か所で開催した地域懇談会におきましても、人口減少、高齢化により、草刈りや水の管理などが難しくなってきたというご意見を多数頂きました。このことを踏まえ、令和5年度から、地域長制度が確立した地域に対しまして、地域活動交付金を助成するように当初予算に盛り込んでおります。これは地域で活用方法を協議していただき、用途を決めていただくもので、例えば草刈りをシルバー人材センターにお願いするといったものになります。

また、吾川地区では一部しか地域長制度に移行できていませんので、制度導入に対する説明会を随時実施しているところであり、地域長、区長の役割を共有していただきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○9番 再質問がございます。まず今、町長がお答えくださった説明会、僕、地域長を務めている方に、地域長として何をするべきか、これについて役場のほうから十分な説明があったのか、本当に理解して、それに基づいて行動しているのか、そういう話をしたことがあります。文書はもらったけど、コロナ禍でもありますし、活動の制限があり、本当に地域長としての仕事できてないというのがその人の感想でした。こういった現状はともかくとして、しっかり区長と地域長のすべき役割というものは分かった上で行動しなければなりません。

それと、町長が就任されて1年半を過ぎました。就任後、初めての定例議会で、集落支援員を検討すると発言されました。これまでの間で、その話がどこまで進展しているのかどうか。それとまた、地域長制度につきましては、特に吾川地区は地域長が決まってないと。その状況はこの努めた間で進展があったのかどうか、その件についてお答えをお願いします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 藤崎議員の再質問にお答えします。

吾川地区での地域長制度の導入につきましては、今、順次説明を行っているところでございます。まず区割りという問題がございますので、そういったことも含めて、昨年11月初めに区長会を実施しまして、そのときはアンケートを取るようにしました。その結果、吾川地区では7か所の案ということが一番多くて、それに基づいて、今、順次説明会をやっているところでございます。

全員協議会でも申しましたように、2月の末に大崎地域で説明会を行いまして、導入していただくような形になりましたので、ほかの地域につきましても、今後、順次説明会を開催して、理解していただくように努めていきたいと考えております。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 藤崎議員の集落支援員について答弁させていただきます。

集落支援員につきましては、去年の10月いっぱいをもって、1名の地域おこし協力隊の任期が終わった方が仁淀川町へ定住していただくということで、その方に集落支援員になっていただいて、今現在、試験的ではありますが、中津流域の下名野川地域から上、上名野川、それから中津の北川とか下北川地域を中心に、独居老人とか高齢者老人世帯を訪問して、まずは顔を知ってもらうという活動と、それから、社協とも連携した地域との協働の取組とか、それから、いろんな、役場の福祉のほうで把握できてないような事柄があれば、専門家、福祉のほうへも情報をつなげるというようなことを今、重点的に実施しております。現在、その地域1名、集落支援員が活動しております。

以上でございます。

○議長 古味町長。

○町長 地域長、区長の役割についてご説明させていただきます。

区長はその集落のまとめ役としての役割や、集落の維持管理などの役割を負うことなどが想定され、地域長は各地区長の意見、要望などを集約して町へ提言する、また、地域内の衰退が激しい地区の下支えや調整役ということをお願いしたいと考えております。

以上、地域長、区長の役割ということで答弁させていただきました。

○議長 藤崎源彦君。

○9番 再々質問になりますが、今、町長がご答弁いただいた内容につきましては、仁淀川町区長及び地域長設置条例、これは合併したときに始めた条例のようですけども、それでいきますと、そこに先ほどのような説明がございます。

それと、集落支援員につきましては、全国の設置状況を見ますと、高知県は多いほうではあるようですが、人数的にはもうちょっと多い人数を設置されているところがあるように、私の手元の記録にはございます。

そういったことで、まだまだこれからという状況でもあると思うんですけども、やはり区長が本当に高齢化してきて、特にさっき挙げた水の問題ですね。ある地区の区長に話を聞いたら、水のもとになるところが、水がなくなっていると、この冬。担当の町民課長にも相談を持って行って、その話は聞いたんですけども、それとこれから花見のシーズンになるんですけども、その道路ですよ、上がったり下りたりする。そこの整理。前は人が多かったんで、地元の者もある程度はできたけど、なかなか地元の負担としては大き過ぎるので、町のほうで確認して、それもやってほしいというような要望を私は個人的に聞いています。

例えば1つの例で言うと、ひょうたん桜に行く道、上がったり下りたりする道を、職員の方は点検されたのかどうか。その安全管理について、以前は職員が車の渋滞解除のための動きをしたりとか、職員の方が非常に動かれてました。それは仕事の役割分担上、難しいのかもしれないですけども、印象としては役場の職員が、非常に現場というか、外に出て動き回っているという姿をなかなか見なくなったように思いますので、そういったことも役場の職員として、もっと行動を広げていくべきじゃないかと思うんですが、それについて、どのようなお考えをお持ちかお伺いします。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 今の花のシーズンが始まることについては、道路整備のお話が出ました。そのことについてちょっとお答えさせていただきたいと思います。

もう3月に入りましたので、一度町の作業班等を入れまして、関係する道については一度、清掃活動を行っております。実際、花見シーズンが本格化しますと、先ほど言いました、以前は職員が出ててということの話ですけれども、今、基本的には警備員の方を、専門の方を数多く入れさせていただいて対応しておりますけれども、例えばこのひょうたん桜へ向かう部分につきましては、以前から役場の前では役場の職員を配置して、ご案内を差し上げて、上がっていただくということはやっております。

それから、今回初めて上久喜の花桃のほうについては、渋滞対策としまして、バスを、これは4月1日、2日だけの試験運行にはなるんですけども、一定、花見のお客さんだけは旧吾川中学のグラウンドに行って止めていただいて、そこからバス運行をして、渋滞

解消にならないかということをやっと試験的にやろうとしています。その件につきましては、例えば久喜であるとか上久喜であるとか、要所要所にはやはり職員が立たんといかんということで、一定職員を入れて対応する予定にしております。

以上です。

○議長 1問目をこれで終了します。

そしたら、2問目、お願いします。藤崎源彦君。

○9番 次の質問は、大雪時の停電対策についてであります。

先ほど、これに似た質問がございましたので、そこで答えは聞かせてもらったんですけども、私は積雪というところにちょっとポイントを置いて、昨年12月23日、24日に、記録的とも言えるような大雪がありました。多くの地区が停電して非常に困った、そんな状況を聞いております。

これは雪が降ったときに、この雪は何か質が違うなというふうに、自分は個人的に思いました。私も仕事の関係上、いろんな地域に行ってきて、そういったものを見てきましたけども、私の記憶にある、この地域での雪というのは全然、ちょっと質が違うなと思っていたんですけど、それが年を越してもまだ解けてないところが結構ありました。こういうのは本当に初めての経験で、これはまた今後に生かしてもらってもいいと思うんですけども、特に道路、うちの近くでいうと池川地区の北浦、あの前とか、場所場所によっていろいろ状況は違いますが、それと、停電の原因になる場所に行くのに、雪が多くて行けないと。そういったこともあって、なかなか、停電したけども、すぐにそれを復旧するというのに手間がかかっているなというのは、状況で思っていました。

この停電のときに、この停電はいつまで続くのかということが、個人的に問合せが私のほうに来ましたけれども、確実な情報というものを持ってなかったのも、お答えできなかったというのが現状でございます。それは私自身も反省点だなと思うんですけども、また、ちょっと予測しにくい事態ではありましたが、役場からの連絡が全くないという、そういった不満の声もありました。それは役場の職員の方に届いているのかどうか、ちょっと分かりませんが、あのときには停電して、放送設備が使えないと、電気が来んから。いろいろと難しい点はあったと思うんですけども、例えば車にマイクがついていて放送できる車とか、あと、まだ携帯電話は使用できますので、方法はあったと思うんですが、そういったことが見当たらなかった。

それと電力のほうからの、何時頃には解除しますというような話もあんまりなかったの



で、その点について、役場と四国電力との間で情報の直接のやり取りがあるのかどうかということも気になりましたので、停電対策と四国電力からの情報について、ご答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

昨年末の大雪がもたらした記録的な積雪により、町内では倒木等が発生し、広範囲にわたり電線などの電力設備が大きな被害を受けました。そして、除雪が間に合わず、復旧作業が難航したことにより、停電が長時間に及んだ地域もあり、町民の生活や経済活動に深刻な影響をもたらしたところでございます。

町から四国電力に問合せをいたしましても、順次復旧に対応していますとの回答しか得られず、町民からの電話対応にも苦慮したところでございます。また、車や携帯を使っての情報伝達につきましても、伝えられるような情報はなく、対応できない状況でございました。

次に、町と四国電力との間の情報交流につきましては、年一、二回程度行っておりますが、今回の協議において、送電線に倒木のおそれがないよう点検を充実してもらうとともに、町民の皆様にも、停電が起きたときのための備えをしていただくよう周知していきたいと考えております。

続きまして、仁淀住民福祉課の取組の説明をお願いしたいと思います。

○議長 大野仁淀住民福祉課長。

○大野仁淀住民福祉課長 町長より、仁淀住民福祉課からの報告をということですので、昨年の大雪による停電の際に対応したことについて、少し報告させていただきます。

昨年12月23日の夜より、雪による停電が数回起こりました。その後、日付が変わってからも復旧しない状況が長くなったことから、集落排水施設の汚水送水ポンプを復旧させる段取りを担当職員と電話で打合せを行い、深夜の家庭排水は多くないため、24日朝には対応必要と判断し、早朝に所長に連絡をして、職員数名出動の上、送水ポンプを非常用発電機につなげる作業を行いました。

その間、私は所内で待機し、停電に関する電話や雪による電線の断線、また電柱の倒壊情報の連絡、また道路や電線への倒木の通報を聞き取り、本庁の防災担当や支所の土木担当に報告をし、それぞれ電力や建設会社への連絡をお願いいたしました。その間も電話は

ずっと鳴り続け、役場に聞いても分からんと思うけど、電気はいつ復旧しますかという遠慮がちなお問合せもありました。

お話を聞く中で、昨年9月の台風の停電時とは異なり、寒さ対策の手段にお困りの様子が伺えました。当日は保健師も1名執務し、在宅酸素をされている方がいらっしゃるご家庭に連絡を取り、酸素吸入でお困りでないかを確認し、また、別のケースで心配なご家庭へも訪問をしておりました。

森地区は、24日夕方には電気が復旧した家庭が多くあったと思われます。しかし、26日月曜日に、仁淀地区内の1つの地区がまだ停電していることが確認されました。そこには2世帯、独居の方がお二人暮らしており、電話で状況を確認すると、地区の防災倉庫まで歩いて行き、発電機でご飯を炊き、携帯電話の充電を行っているということでした。ただ、1人はストーブで暖を取れましたが、もう1人の方は、台所はIH、ストーブもなく、カセットコンロで沸かしたお湯をペットボトルに入れ、それをお布団の中に入れて暖を取っているということでした。

電気が復旧している集会所への避難の話もこちらから提案しましたが、暖は取れているから、自宅で大丈夫ですということで、また、町内のご家族とも連絡を取らせていただきましたが、それぞれ心配されて連絡を取り合い、状況は把握されていらっしゃいました。この状況につきましては、電力にも連絡をさせていただいております。

その後、同日の夜、除雪完了したことを受け、電力復旧作業が開始されました。翌27日には、その地区の方も家族の車で外出することができ、電気も復旧したことを確認しております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○9番 最後に再質問を、ちょっと簡単なことなんですけども、私は、ご存じの方もおるように、ガソリンスタンドを経営しておりますが、灯油について、今、暖房を取るのにファンヒーターとか、やっぱり結局電気が要る暖房器具が多いんですよね。当然エアコンも使えないし、昔ながらの石油ストーブなら電気を使わないので使えるんですが、意外とそれがみんな、もうあまり使ってないということで困っている方がいらっしゃいました。今回の事を反省にして、またそういったことも対応できるように準備も必要かなと思いますので、その点について、よろしくお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 先ほども申しましたが、停電に備えて、そういった器具をそろえていただくなど、そういったことも今後、呼びかけていかななくてはならないと思います。

また、電力のほうでは、長引く停電で暗い中、寒さをしのいでいる高齢者などがいるため、四国電力から家庭用発電機20基を調達して、要望により貸出した経緯もございます。今後におきましては停電、先ほども言われました、灯油のストーブではなくてファンヒーター、あれは電力が要ということですので、そういったファンヒーターだけではなくて、灯油型のストーブを用意するとか、そういったことも今後は呼びかけていく必要があるのではないかと痛感をしました。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

午後 2時36分 散会